

平成 27 年度
第 2 回長崎県公共事業評価監視委員会
議事録

日 時：平成 27 年 8 月 3 日（月）10：00～14：30

場 所：長崎西彼農協ビル 4F 大会議室

出席委員：中村聖三 委員長

井上俊昭 副委員長

梅本義信 委員

河西 宏 委員

山本 緑 委員

岡 美澄 委員

平成 27 年度 第 2 回長崎県公共事業評価監視委員会

1. 開会

1 - 1 開会挨拶

○事務局 定刻となりましたので、ただいまより、平成 27 年度第 2 回長崎県公共事業評価監視委員会を開催させていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます土木部建設企画課の田口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、大変お暑い中、また、ご多忙中にもかかわらずご出席いただきまして、厚くお礼を申し上げます。

それでは、開会に先立ちまして、長崎県土木部長の浅野よりごあいさつを申し上げます。

○浅野土木部長 皆様、おはようございます。土木部長の浅野です。どうぞよろしくお願いいたします。

今日は、本当にお暑い中、また、お忙しい中、お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

今回は、第 1 回を 7 月 10 日に行いまして、2 回目の委員会ということでございます。前回、かなりの案件をご審議いただきまして、本当にありがとうございました。

今日は、石木ダムと佐世保港の改修事業、この 2 件を再評価ということでご審議いただきます。

石木ダムの件につきましては、内容につきまして十分ご審議いただきたいと思いますので、今日は、ほかの案件よりも時間をとっておりますので、ぜひご忌憚のないご意見をいただきたいと思います。ぜひよろしくお願いいたします。

本委員会は、いつも言っていますが、公共事業の客観的かつ厳格な評価を確保することで、公共事業の実施における効率性や透明性の向上に非常に重要な役割を担っているというふうに考えています。

いずれにしましても、本委員会で承りましたご意見につきましては、当該事業に適切に反映させ、公共事業を行いたいと考えておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

では、よろしくお願いいたします。

1 - 2 事務局より報告

○事務局 本日の委員会でございますが、全委員 7 名のうち、本日は過半数の 6 名の委員の方にご出席をいただいておりますので、長崎県政策評価条例第 11 条の規定によりまして、本委員会は成立していることをご報告いたします。

本委員会におきましては、川棚川河川総合開発事業「石木ダム建設事業」と佐世保港改修事業の 2 件につきまして、再評価のご審議をお願いしたいと考えております。

それでは、審議の進行につきまして、委員長よろしくお願いいたします。

2. 委員会審議

再評価対象事業の説明・審議

○中村委員長 皆様、おはようございます。

それでは、ただいまより、第2回公共事業評価監視委員会の審議を始めたいと思います。

先ほどご紹介がありましたように、本日は2つの案件がございまして、1つ目が【河川-6】、川棚川河川総合開発事業「石木ダム建設事業」ということになっております。

この案件につきましては、配付資料がございまして、非常にたくさんの情報とか資料が用意されていますので、一度に説明してもらおうとなかなか質問もやりにくいかと思いますので、適宜区切ってやっていきたいと思います。説明を区切りながら質問の時間をとりたいと思いますので、何か疑問な点とかご意見があれば、その都度ご発言いただければと思います。

それでは、資料の目次で言いますと、最初の1から4で切るのがいいかと思しますので、まず、資料の目次の1から4までの説明をお願いいたします。

○土木部河川課 皆さん、おはようございます。長崎県土木部河川課でダム担当企画監をしています浦瀬といいます。私のほうから説明させていただきます。

それでは、3ページをご覧ください。お手元の資料と同じものを前のスクリーンのほうにお示ししております。

今回の再評価に至りました経緯についてご説明いたします。

石木ダム建設事業の再評価につきましては、前回、ダム検証での位置付けで平成23年度に実施をいたしました。今日、6回目の審議というものでございます。それから5年間経過となりますと、平成28年度になりますけれども、現在の事業完成工期が平成28年度までであることから、現状を踏まえ適正な予算要求を行うため、本年度、この「長崎県公共事業評価監視委員会」に諮り、工期を平成28年度予定から平成34年までの予定に変更したいと考えております。今回の再評価は工期の変更になります。

○中村委員長 それでは、これから起業者のほうのご説明を伺いますけれども、少なくとも私としては、石木ダムありきではなくて、今日、用意していただいた説明資料全体を通してちゃんと見ていくという形で進めたいと思います。よろしいでしょうか。

○中村委員長 それでは、進めさせていただきます。どうぞ。

○土木部河川課 それでは、4ページをご覧ください。位置図でございます。

県では、これまで「昭和32年の諫早水害」、「昭和42年の西日本水害」、「昭和57年の長崎大水害」など多くの水害に見舞われ、また、昭和30年代から40年代にかけては、「長崎砂漠」と呼ばれる水不足や、記憶に新しい「平成6年から7年にかけての大渇水」などの水源不足にも悩まされてきています。

これらは、長崎県の河川が、その地形的特徴でございます、流域が小さいとか、急流河川であるとか、水害を受けやすいと同時に、水をためる能力が低いということが一因となっております、ダムに頼らざるを得ないという地勢条件にあります。

そのために、県では、大村市に萱瀬ダムという多目的ダムを建設したりとか、波佐見町に野々川ダムという治水ダムを多く建設するとか、これまでに35のダムを県南部のほう

を中心に建設を行ってまいりました。

この数につきましては、国土交通省所管の県が管理するダムの数とすれば日本一となっているということで、本県の地形条件の特徴があらわれているものと思っています。

現在、建設を進めています事業としましては、石木ダムと、その他に長崎市の浦上ダム、諫早市で国が進める本明川ダムの3ダムでございます。

次に、5ページをご覧ください。二級河川川棚川の流域の図でございます。

川棚川は、川棚町の一部と波佐見町の全域を流域とします、県が管理する二級河川の水系でございます。流域面積は81.4平方キロ、これは県内で佐々川に次ぎ第2位、二級河川延長は19.4キロということで、佐々川、相浦川に次いで県で3位ということで、県内では大きな部類の流域の河川でございます。

川棚川の流域の人口は約2万人で、主に川棚町の下流部のほうと波佐見町の上流のほうに人口が集中しておりまして、その間は、川沿いは広い平野が広がっておりまして、諫早平野に次ぐ穀倉地帯となっております。

また、川棚川の河川水は、農業用水として利用されているほか、水道用水としても川棚町、波佐見町及び佐世保市で利用されております。

次に、これは河口から石木ダムにかけての航空写真でございます。

石木ダムは、河口から川棚川をずっと上りまして、石木川の合流点まで約2キロ、そこに石木川支川がございますけれども、ずっと上りまして約2キロのところのところにダムの予定地がございます。この赤色で示しているのがダムの予定地でございます。

下流にはJRが走っておりまして、JRの駅や町役場等がございます。

また、河川は整備上、基準点というのがございまして、石木川の合流点の下流のほうに山道橋というのがございます。ここが治水の基準点ということになります。

また、この絵の中で、これは冬場に撮っていますので、水田あたりも色が薄いですが、こういう色のところは水田でございまして、ここが灰色になっていますけれども、これは、碎石場が2社が稼働しているところでございます。昔は、こちらのほうも碎石場でございました。

次に、7ページをご覧ください。ダムの目的でございます。

石木ダムには3つの目的がございます。1つ目が洪水調節、2つ目が流水の正常な機能の維持、3つ目が水道水の供給です。

下にダムの容量配分図を示しておりますけれども、ダムの一番下の茶色の部分になりますけれども、これはダム上流から流れてくる土砂を100年間溜め込むために、堆砂容量としまして30万立米を確保しております。

次に、水色のところでございます。これは2つ目の目的の流水の正常な機能の維持に必要な容量74万トンと、3つ目の水道水の確保に必要な249万トン、合わせて323万トン確保します。これは、通常、ダムができますと満々に水がたまっているところになります。

それから、通常、治水ダムと多目的につきましては、こういうふうにあいてあります。この上は、通常空っぽになっていますけれども、これは1つ目の目的であります洪水調節の

ための容量で 195 万トンになります。

これらを合わせますと、トータルで 548 万トンで、この規模は、長崎市の外海町の神浦ダム、大村市の萱瀬ダムに次ぎ、県内で 3 番目の貯水容量の大きなダムになります。

次に、事業費でございます。事業費としましては、全体で 285 億円、そのうち目的の 1 と 2 の費用としまして、県が 185 億円、この赤字で示している部分で。そのうちの 2 分の 1 を国土交通省の補助を受けております。

また、青文字で示しています利水の部分で、目的の 3 の分の費用になりますけれども、これは佐世保市が約 100 億円を負担しまして、そのうちの 3 分の 1 を厚生労働省の補助を受けております。

また、事業の進捗でございますけれども、下の円グラフになります。平成 26 年度末での事業費ベースでの進捗率ですけれども、一部本年度に繰り越ししておりますけれども、158 億円が施行済みとなりまして、約 55%の進捗となっております。

また、本日の県の再評価におきましては、この目的の 1 番と 2 番が国土交通省所管の事業となりますので、この分についての審議とさせていただければと思っております。

次に、8 ページをご覧ください。これは石木ダムの諸元です。

ダムの上から見た絵、下流から見た絵、横から見た絵になります。石木ダムは、高さが 55 メートル、横の長さが 234 メートルの重力式のコンクリートダムになります。

また、コンクリートと、横に茶色で示していますけれども、これは計画していますダムよりも山が一部低いところがございますので、このところについては土で盛り立てを行うように計画をしております。

次に、関連工事でございます。

付替道路工事でございますけれども、この点々で示していますのが、県道嬉野川棚線でございます。これが、ダムができますと貯水池となりますので、付替えが必要になる道路になります。これを、県としましては、赤で示していますこの部分が県道の付替工事として行いたいと思っております。

その他にも、貯水池の予定地には町道と農道もございますので、貯水池の周りに町道と農道もつくりまして、合計で 6 路線、約 7 キロの道路工事を予定しております。

次に、これは上空から見た写真に、今の計画を載せたものになりますけれども、ちょっと見にくいですが、これが川になりまして、川沿いに県道が走っております。ダムの予定地がこの赤のところございまして、緑及び赤の線の部分が道路の予定地でございます。それと、赤の線のところは、後からご説明しますけれども、今工事を着工している箇所になります。

以上でダムの概要説明を終わります。

引き続きまして、「3. 事業の主な経緯」についてご説明いたします。

石木ダム事業は、昭和 48 年度に実施計画調査、昭和 50 年度にダム建設採択、着工し、地元の総代にダム建設の要請を行い、その後、話し合い等を進めてまいりました。

また、反対されていまして団体の方々に対しましても、懇談会や説明会の開催、戸別訪問等を実施しましたが、協力していただくことができずに、やむなく、昭和 57 年 5

月 21 日に土地収用法に基づく測量の立ち入りを行いました。その結果、地権者の皆様方には、長い間、言葉に言い尽くせないさまざまなご心労、ご迷惑をおかけしたことになりました。

その後も、地権者の方々は長年住み慣れたふるさとを離れることができないということで反対されておりましたが、その後、平成 2 年 7 月 2 日に集中豪雨によりまして川棚川流域で氾濫、また、平成 6 年から 7 年にかけては佐世保市を中心に大洪水が起きまして、それを契機としまして、川棚川の抜本的な治水対策、佐世保市の慢性的な水不足の解消のためには石木ダムが必要であることにご理解をいただき、平成 9 年 11 月 29 日に損失補償基準の締結を行っております。それ以降、平成 12 年に代替宅地、平成 15 年には代替墓地の造成工事に着手してありまして、これらの生活再建に取り組んでまいりました。その結果、現在までに 8 割以上の地権者の皆様にはご協力をいただき、用地のご提供をいただいているところでございます。

その後、平成 16 年には佐世保市から利水の見直しがありまして、1 日当たりの取水量を 6 万トンから 4 万トンに変更がございまして、それを受けまして、県では平成 17 年に川棚川の河川整備基本方針、及び平成 19 年に河川整備計画の同意を得て、平成 20 年度に県条例に伴います環境影響評価の手続きを完了しております。

引き続きまして、12 ページをご覧ください。

その後、平成 21 年 11 月 9 日に石木ダム事業が真に「公共のため」の事業であるかどうかを認定するために、九州地方整備局へ事業認定の申請書を提出しました。その後、政権交代によりましてダムの検証が行われ、石木ダムについても平成 24 年 6 月 11 日によろやくダム継続の対応方針が決定し、平成 25 年度 9 月 6 日に事業認定が告示になっております。

土地収用法の手続きにつきましては期限があり、事業認定後 1 年以内に裁決申請しないと事業認定そのものが失効することから、昨年の平成 26 年 9 月 5 日に土地の収用裁決申請及び明渡裁決の申立てを行っております。

用地取得及び付替道路工事についても記載しておりますけれども、この項目については、後から詳しく説明させていただければと思います。

次に、「4. 第三者機関の設置経過と説明会」の実施経過について説明させていただきます。

石木ダムにつきましては、事業採択以来、これまでに地権者の皆様方にご理解が得られますよう、あらゆる機会を捉え、事業の計画について繰り返し説明してまいりました。

また、事業の必要性・公益性が平成 25 年 9 月 6 日に事業認定の告示を受け認められますまでの間に、石木ダム建設計画について、いろんな第三者機関において、各分野の専門家の方々の意見をいただきながら進めてまいりました経緯がございますので、これまでにどのような審議会や委員会において何が議論されたか、決められたかについて説明します。

最初に、河川の整備方針計画の策定についてです。

平成 9 年の河川法の改定に伴いまして、河川の将来計画は整備基本方針で決められまして、その方針をもとに具体的な整備計画を策定することになり、川棚川におきまして、

川棚川の治水計画の規模、基準地点での基本となります流量、洪水調節施設による調節の流量や、河道への配分流量を盛り込んだ川棚川の整備基本方針について、平成 17 年 11 月に国土交通省からの同意を得て、整備計画の策定に取り組んでまいりました。

平成 17 年からは、一番下のところに示していますけれど、河川、生態系、漁業、景観、経済等の 18 人の専門家によります川棚川水系河川整備検討委員会を 11 回開催しておりまして、途中では、青色文字で示していますけれど、川棚町及び波佐見町内において延べ 100 名近くの出席によりまして意見交換会等を開催しております。

その結果、平成 19 年 2 月には、同委員会から「河川整備基本方針に位置付けられている洪水調節施設については、河川改修案を含む 4 案を審議した結果、委員会としては現在の状況のもとでは石木ダムが妥当な方法であると判断する」などとする提言書と整備計画の案が提出されまして、平成 19 年 3 月には、その整備計画が国土交通省からの同意を得て、石木ダムが整備計画に位置付けられております。

この計画については、後から治水計画の項目のところの説明させていただければと思っています。

次に、県の条例に基づきます「環境アセスメント」についてです。

ダム建設が環境にどのような影響を与えるのか、大気、水質、動植物、生態系などの自然環境や景観、歴史文化遺産などの事前調査・影響の予測などを行っております。

これについては、平成 19 年に川棚町内において 59 名の出席によりまして準備説明会を行っておりまして、その後、動植物、水生生物、大気・気象、景観・環境などの 9 名の専門家によります環境影響評価審査会が 3 回開催され、専門家のご意見をいただいております。

その結果、事業による影響を実行可能な範囲で回避、低減、または必要に応じその他の方法で保全することが可能と評価し、平成 20 年 2 月に公告・縦覧がなされております。

環境の変化が著しいものとなるおそれがある場合には、工事中及びダム完成後において環境の状況を把握するための事後調査を行うこととしておりまして、環境項目の一部、エビネなどの植物については、平成 21 年度から既に事後調査実施を行っておりまして、毎年結果を公表しております。

これからもダム建設にあたりましては、専門家等のご意見をいただきながら、環境に配慮した事業を進めてまいりたいと考えています。

次に、14 ページでございます。「ダム検証」についてでございます。

国土交通省は「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるために、平成 21 年度に「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」を設置し、県が検討した治水・利水の結果について意見を聞き、国が対応方針を決定することとし、石木ダムについても平成 22 年 9 月に国土交通大臣により検証の要請がございました。それで治水・新規利水・流水の正常な機能の維持の対策案などについて検討を行ってまいりました。

その後、地方公共団体からなる「検討の場」というのを設けまして、平成 22 年 12 月、平成 23 年 1 月に開催いたしまして、その構成員の方から意見を聴取し、その後の平成 23 年 2 月にパブリックコメントを実施しております。

また、同年 3 月には川棚町内において、延べ 272 名の出席者により意見交換会と関係住民説明会が開催されまして、地権者の皆様から直接お聞きした治水と利水の代替案の提案も含め検討してお示しし、平成 23 年 5 月の 3 回目の「検討の場」を経て、同年 6 月に前回の再評価のこの場をおかりしまして審議いただき、その結果を踏まえて、平成 23 年 7 月に「事業継続」とする県の対応方針を国に報告し、平成 24 年 4 月に国のほうの有識者会議が開かれまして、県の手続きに問題ないとして、同年 6 月に事業継続の対応方針が決定されております。

次に、赤字で示しているところの「事業認定」でございます。

石木ダム建設事業の必要性については、これまでさまざまな意見があり、これまでに地権者の皆様にご理解が得られますよう、あらゆる機会を捉え説明してまいりましたけれど、ご理解をいただくことができませんでした。

そのために、事業の必要性・公益性につきまして、公正な第三者による判断をしていただくために、平成 21 年 11 月に事業認定の申請を行っております。

その申請前には、川棚町内におきまして、延べ 350 名の出席者により土地収用法に基づく事前説明会を開催するとともに、事業認定申請図書の縦覧時にも多くの意見をいただきました。さらに、平成 25 年度 3 月には 2 日間に及ぶ事業認定公聴会が認定庁により開催されまして、約 200 名の傍聴者が出席する中、賛成反対の両方の立場のご意見をいただいております。

これらの意見も踏まえた上で、平成 25 年 6 月には国による社会資本整備審議会が開かれまして、同年 9 月 6 日に事業認定が告示されたことによりまして、石木ダムの必要性・公益性が法律に基づきまして認められたところでございます。

次に、15 ページの再評価です。

「石木ダムの再評価」ですけれど、国土交通省所管公共事業の分につきましては長崎県が実施しております。要するに「治水」と「流水の正常な機能の維持」に関する範囲となっております。

前回の平成 23 年度の再評価につきましては、ダム検証の再評価との位置付けでこの委員会を開催しまして、治水・利水について 2 回の審議をいただいております。

その結果、「石木ダムについては、総合的に判断を行い、対応方針（原案）どおり認めることに決定したので答申します」との意見に加えまして、「審査過程において、多くの議論が交わされたことについて留意されたい」とのことで、治水計画や利水計画などについて、地権者の理解を得る努力を求めるなどを主な意見といたします意見書を知事に提出していただいております。

また、下のほうのオレンジ色のところになりますけれど、新規利水につきましては、厚生労働省の国庫補助事業であり、別途、佐世保市が同省の要領に基づきまして実施するものとなっております。

近年では、平成 19 年度に佐世保市の再評価の委員会 3 回開催しまして、「事業継続が適当であると判定」した内容の意見書が提出され、また、平成 24 年度におきましても、市のほうの再評価委員会を 3 回開催しまして、「石木ダム事業による水源確保が必要であ

り、事業を継続していくことが妥当であると判断」した内容の答申書が提出されております。いずれも、事業を「継続」とする再評価の方針が、その後、佐世保市から厚生労働省及び県に報告をされております。

次に、平成 23 年度のダム検証に係ります県の再評価におきましては、平成 19 年度の市の再評価で実施しています平成 29 年度を目標とします水需要予測の内容でご説明しましたが、その後、平成 24 年度の評価におきましては、平成 36 年度を目標とします水需要予測の内容となっています。

なお、県の再評価においては、新規利水分については審議の対象から外れますけれども、この後、できれば平成 24 年度の佐世保市の再評価の結果について報告させていただければと思います。

次に、16 ページでございます。

これまで、第三者委員会の設置経過とそれに関連します説明会等の実施状況について説明いたしましたが、その他にも、黒文字のアンダーラインのところ、平成 19 年から平成 21 年にかけて、川棚町内と佐世保市内におきまして延べ約 750 人が出席する事業説明会等を開催しております。

また、一番下のところになりますけれども、事業認定の告示後の平成 25 年 12 月には、ダム建設に反対されています地権者の方々と弁護士の方々の団体及び支援団体からなります 6 団体が弁護団を結成されまして、県及び佐世保市に公開質問状というものが複数回提出されました。

県におきましては、地権者の方々の疑問点にお答えするため、3 回の説明会と面談を行うとともに、資料請求の提出を行うことで理解を求めてまいりましたが、理解を得るには至っておりません。

このように、石木ダムの必要性については、これまでいろんな機会を通じて説明会や意見交換会など延べ約 2,000 名の方に参加をいただき、説明をしてまいりましたが、それぞれの意見に対して県の考え方をお示ししてきたところでございます。

一方、石木ダムを推進する団体もございます。ここにはお示ししていませんけれども、地権者で組織されます 2 つの会、それと川棚町民 1,600 人が会員であります町民の会、それと佐世保市民の会があり、昨年度も石木ダムの早期着工・完成を望む要望や総会等が行われているところでございます。

以上で、1 から 4 までの項目の説明を終わらせていただきます。

○中村委員長 ありがとうございます。

ただいま、1 の石木ダム事業の再評価の審議経過、2 の石木ダム事業の概要、3 の事業の主な経緯、4 の第三者機関の設置経緯と説明会ということに関してご説明いただきましたけれど、何かご質問、疑問のところがありましたら、ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

○井上副委員長 資料から説明を受けた分について質問していきたいと思っております。

7 ページ、石木ダムの事業概要、目的・進捗状況、ご説明を受けました。それで、総事業費が 285 億円ですね。そして、石木ダムについては治水、利水、それから流水の維持、

全体的な効果について一体として事業が進められていますよね。その総事業費が 285 億円、この資料を見ますと、県が事業主体となっている治水事業については 185 億円、佐世保市が事業主体となっている利水事業については 100 億円、この比率というのはどこで計算してこのようになるのでしょうか。185 億円と 100 億円に分かれるということをもうちょっと教えていただきたいと思います。

○土木部河川課 この比率につきましては、国のほうの基準等がございまして、アロケーションの出し方という計算の仕方がございます。この場所に治水ダムを単独でつくった場合、それと利水専用ダムを単独でつくった場合ということで、おのおのその費用を出しまして、その按分方法でその割合を出させてもらっています。パーセントでは治水が 65%、利水が 35%です。

○井上副委員長 65%と 35%、ということは、残事業費が 127 億円ということは、これの 65%が治水、35%が利水ということですよね。

○土木部河川課 はい。毎年、予算要求につきましても、今年度 9.3 億円予算が付いていますが、その比率も同じ比率になっております。

○井上副委員長 ちなみに、65 という、127 億円の 65%は幾らですか。

これは資料にあったのかな。いいです。後で教えてください。65%ということは...

○土木部河川課 県のほうの負担が約 82 億円でございます。

○中村委員長 ほかに何かご質問ございませんか。

私のほうからよろしいですか。河川法に基づいて、河川整備基本方針と河川整備計画が検討委員会でつくられているということになるんですけど、その法的な位置づけというか、そこで決まったものがどの程度上位の規定になって、それに対して、例えばこの委員会がそこにどの程度話ができるというのは、法的にどうなっているんですか。

○土木部河川課 これは平成 9 年に河川法の改定が行われまして、この中で近年の 30 年間の計画については河川整備計画ということで決められています。それから期間が経過しますと、当然、状況等変わってきますので、県としましては、その都度、その都度、例えば確率（雨量）とか、後から説明したいと思っていますけれど、そのあたりの確認を行っております。

○中村委員長 結構これ自体は、法的には上位のほうの計画になるわけですよね。

○土木部河川課 はい。

○中村委員長 あと、もうちょっと今のに関連して、この検討委員会の委員構成が説明されているんですけども、ここの地元の代表という方はどういう方だったんですか。この計画を決めるときの会議の構成というのをちょっと知りたいなと思ったんですけど。それは、今答えられなければ、また後で教えていただければと思います。

○土木部河川課 はい。

○中村委員長 ほかに何かございませんか。

○井上副委員長 14 ページなんですけど、ダム検証の今後の治水対策のあり方に関する有識者会議と社会資本整備審議会の中の資料に、事業の公益性について判断するのは事業認定と、いわゆる既に事業認定ということは、この事業に対する必要性とか公益性が法的

に認定されているという状況ですよ。先ほどこの委員会の役割がどこにあるのか、それを超えて、それを包含した委員会であって、それを知事に答申すると、こういう考え方ですということをやはり委員会としてはその役割を、権能を持っているのかどうか、そこら辺をちょっと私も判断しづらいというか、いわゆる法を超えた判断を我々はするべきなのか、そこをはっきり、どのような解釈でこれから審議に入っていくかというところだろうと思います。

その中でやはりこの必要性と公益性について、専門家の、県のいろんな説明がこれからあるでしょうし、その必要性、公益性について、私も前もってずっと本を読ませていただきましたし、反対されている方々の本も全部読ませていただきまして、どこまで行っても平行線になっているという状況なんですよ。

ところが、一番争点になっている必要性と公益性について事業認定がなされたという、もう法的になされたという状況の中で、我々がどこまで突っ込んで審議できるのかというところを誰か説明できる人はいますか。

○**土木部河川課** 事業認定につきましては、告示を受けた時点では、事業の必要性・公益性は当然認められたと思っています。

それ以降、事業者としましては、今回は工期の変更に伴います事業評価ということで、それ以降に、例えば雨の状況とか、そのあたりが変わるのであれば、そのあたりの確認を、資料を用意していますので、後で見てもらって、今の状況はそれから変わってないかというのをご判断いただければと思っています。

○**中村委員長** 私としては、少なくともこれだけの資料、ご説明いただけるということは、資料全体に対して我々もそれなりに議論はできるのかなというふうに思っています。ただ、それを意見書なり何なりとして出したときの権限というのはどこまであるかはちょっとわからないんですけども、いずれにしても、出ている資料全体に関して、我々の委員会としてどう思うかというか、どういうところに疑問があって、それがちゃんと答えられるかどうかというのは確認すべきかなというふうに思っています。

○**井上副委員長** はい、わかりました。

○**中村委員長** そのほか、何かございませんか。

一個、単純な質問なんですけれど、一部土地の造成とか、お墓の話だとか出てきましたけど、宅地の造成のところにはある程度、既に移られた方がいらっしゃるのかというのと、それから、墓地の話もあったと思うんですが、墓地のほうももう移っていると考えてよろしいんですか、一部。

○**土木部河川課** 墓地につきましても、宅地についても、54名の方々の一部の方が移られております。

○**中村委員長** 全然移ってないということではなくて、一部はもう移られているということですか。

○**土木部河川課** はい。

○**中村委員長** それ以外に何かございますか。

私ばかり申しわけないんですけど、もう一個だけ、前回この委員会で2回ほど議論があ

って、結論としては事業の継続ということで、ただ、意見書にいろんな意見が入っていたかと思うんですが、前回のこの委員会の意見書に対して、具体的にどんなふうな対応をなさったのか。意見書の意見がどんなものであって、それに対してどんなふうに対応されたかというのを教えてください。

○土木部河川課 先ほど説明の中でもちょっと触れさせてもらいましたけれど、意見が3つほどございました。1つが治水・利水の計画について、地権者の理解を得られるよう努力することということで、これにつきましては、私どもも何とか説明する機会ということで、公開質問状という形で弁護士から来ましたので、その中にも地権者の方々も参加されているということで、地権者の疑問点についてお答えしようということで、実際に説明会を3回、そのうち2回は地元の公民館に出向いて説明会を行いました。その他にも、知事、市長、川棚町長を含めて面談等も行って、そのあたりは県としましては努力したつもりでございますけれど、実際的にはご理解をいただけていません。市についても説明会等を行っています。

○土木部河川課 それと、そのほかには、ちょっと手元には持ってきていませんけれど、代替案について優位性の話がございました。これについては、その後、今、土地収用法の手続きも並行して進めていますけれど、今まで石木ダムについては8割の地権者の方からご理解をいただき移転されているということで、そこは他の事業については、新たな用地取得というのは伴いますので、そこについては、ダム検証のときの状況からも変わっていませんし、土地の取得については、それ以上に、一部の地権者についてはご理解をいただき、同意もいただいたということもございますので、若干でありながら、少しですけど、進んでいるのかなと思っています。

それと、維持管理費等の考え方とかございましたけれど、それについては、国の基準(ダム検証)に基づいて行っていますので、今回も同じ手法で行っております。

○中村委員長 はい、わかりました。

ほかに何かございませんか。

○中村委員長 次に移りたいと思います。

では、次の5の部分に関しましては、佐世保市水道施設整備事業再評価の報告ということでございまして、先ほどちょっと説明がありましたように、これはあくまで県の再評価ということになっておりますので、多分、佐世保市の方が説明に来られているわけじゃないと思いますから、あくまで県のほうから事業の再評価の結果というか、経緯のご報告ということになります。もちろん、質問はしていただいて結構なんですけど、主体じゃないところでの回答になるので、その件に関しましては、どの程度ちゃんとした議論ができるかどうかはわかりませんが、一応ご報告を何うということにしたいと思います。

では、説明をお願いします。

○土木部河川課 資料の17ページから説明いたします。

先ほど再評価についてご説明しましたけど、新規利水については厚生労働省の補助事業であり、別途、佐世保市が同省の要領に基づきまして実施するものとなっております、同市では、着工前評価として平成24年度に一応実施済みとなっております。

前回のダム検証を兼ねた県の再評価におきましては、先ほど申しましたように、佐世保市の水道局が平成 19 年度に実施しました平成 29 年を目標年とします水需要予測でございましたので、今回は新しい、平成 25 年 3 月 14 日に委員会を開いていますけど、その水需要予測が平成 36 年になっていますので、その内容についてご説明したいと思っています。

次に、18 ページをご覧ください。

最初に、水需要予測の目的についてですけれども、水道は、将来にわたって安定供給を確保するために備えておくべき水道施設の能力を算定することとなっております。

左側の赤色のところですが、安定供給とは、水道が「国民の健康で文化的な最低限の生活」を支える最も基礎的な社会基盤であるため、湯水のときでも、水道使用者が 1 年間 365 日 24 時間、必要なときに、必要とする量を、途絶えることなく供給できるように、水道法が定める、水道事業者の最大限の使命ということになっています。

右側の青色のところを書いていますが、備えておくべき水道施設の能力につきましては、将来の安定供給を確保することが目的でありまして、将来の市民の水需要への対応、安定供給を阻害するリスクへの備え、施設の運用上のリスクへの備え、及び事故とか災害への備えが必要となります。

下のほうにイメージ図をつくりましたので、これで説明させてもらえればと思っています。浄水場は、いわゆる「水道の製造工場」といいますが、「一日に最大何トンの水を製造する必要があるのか」との考えで設計されています。

この水量は、例えば家庭等で、普通は 50 の水を使用していますが、お盆やお正月等の帰省時期に家族が帰ってきたりとか、夏休みなどの大型連休などで観光客、帰省客により一時的に人が増えたりとか、ハウステンボスなどの企業活動が盛んになったときに、使用水量がピークを迎えて、例えば 70 ぐらいに増えます。これはあくまでもイメージです。この場合、浄水場の能力は、普通は 50 ではなくて、ピークの 70 に対応できる浄水場の能力が必要となります。

また、例えば、右下のほうに書いていますが、井戸水を現在 5 使用している会社があったとしたときに、例えば水質の悪化、塩害によって水道に切り替えることを考えている企業も実際存在していると思います。この分をリスク管理として、あらかじめ浄水場に能力を持たせておかなければ、いざというときに対応できなくなります。

他にも、各家庭や施設等には浄水場から水が配水池を通過して各家庭のメーターを通過して配水しますが、その途中で漏水等がありまして、ここでは 10 という数字を入れております。これらのリスクを見込んだ能力が必要となりますので、浄水場をつくるときは、通常は 50 の水を使っているんだけど、これらあたりを足し込むと 85 の能力が必要になると考えています。

次に、水源でございます。水源の場合も同様に、浄水場の能力に合わせて「一日最大何トンの原水を浄水場に送る必要があるのか」を考えて設計を行います。

浄水場で水を処理する際には、汚泥と一緒に捨てる原水もあれば、水源地から浄水場までの間でやっぱり漏水等もございます。

また、別のライン、例えばダムからの取水と河川からの取水の2通り示していますけれど、こちら側の河川からの取水で事故とか停電等によって取れない場合もございます。例えば事故とは、ポンプに枯れ木とか、あと、ウナギなどの水生動物等が詰まって故障したり、あと、油等による水質事故なども考えられます。私も、ウナギによる故障を実際に経験したことがあります。

浄水場と同じように、これらのリスクの管理を踏まえて水源の能力を決めますので、浄水場85に対して水源は100がないと、浄水場で毎日確実に水道水を製造することはできません。

従いまして、あくまでもイメージの数字でございますけれど、50の水需要に対して、必要な水源の能力は100要るんじゃないかということを、この図で説明させていただきました。

左下の絵を見てもらいたいんですけど、赤線が、使用量の多いときの水の需要、先ほどの数値で言いますと、70の水と漏水等の10を加えた80に対応する実績値とっています。

また、緑で塗りつぶした分が水源の能力100に対応する実績値となっていて、佐世保市におきましては、昭和20年以降は水源不足というのが続いておりまして、安定供給ができない状況になっています。実際、7万7,000トンという安定水源を書いていますけれど、これ以外に不安定な水源から何とか取水をしているということで、この間に大きな渇水が何回かあっております。

佐世保市と県内の都市との比較をすると、ここにはお示ししていませんけれども、長崎市も昭和40年代には「長崎砂漠」と言われ、全国的にもかなり有名になりました大渇水が続きました。それ以降、長崎市におきましては、市内に隣接します町に神浦ダムや雪浦ダム、また、市内には式見ダム、鹿見ダム、鳴見ダムというダムを建設することで、今では、この絵では黄緑色の塗りつぶしがこの赤線までカバーできているということで、安定供給ができています。それに対しまして佐世保市は、昭和50年以降は一つもダムが建設できていないということで、戦前に造られた古いダムを中心に今でも運用しているということになっております。

次に、19ページをご覧ください。

これは佐世保市の昭和50年以降の渇水の状況をまとめたものですが、先ほど説明したように、水源開発が遅れているために、石木ダムが事業採択を受けた昭和50年以降でも、4回の給水制限を行っております。そのうち2回を私も佐世保で経験しましたが、2日間で5時間しか水が出ないという給水制限を余儀なくされております。

特に平成6年から7年にかけては、「列島渇水」と呼ばれ、全国的な渇水がありましたけれども、その中でも佐世保市は約9カ月に及ぶ給水制限となり、緊急的な水の確保のために海上輸送等で水をいただきまして、そのための対策費として50億円を投じることになりました。

また、給水制限の実施には至りませんでしたけれども、そのほかにも給水制限の実施決定まで行って、直前にたまたま雨が降って、ぎりぎりに回避できた年が5回あったりとか、

節水の呼びかけ等で何とかもったというのが9回あります。

佐世保市は県北地域の最大の都市で、県北地域の経済圏の中心的な役割を担っておりますので、県としましても、佐世保市の水源開発による水源の安定化というのは、喫緊の課題であると考えております。

次に、20ページをご覧ください。

水道施設をつくる際に、必ず将来必要となる施設規模を予測して計画的につくっていくんですけど、その施設規模の算定については、厚生労働省が示しています水道施設設定指針ののっとり設計をされているところがございますけれども、その手順について説明をさせていただきます。

このフロー図は、先ほどのイメージ図で説明したものを順に算定していく流れとなっていて、1日当たりの有収水量、1日平均給水量、1日最大給水量、水源ということで計算していくようになっていきます。水源の規模は、計算で約11万7,000トンという結果が出ますが、現在の安定水源7万7,000トンを差し引くと4万トンという数字が石木ダムに必要な水量になります。

この規模の算定については、次のページ以降で、またイメージ的なものは説明したいと思っています。

次に、21ページになりますけれども、水需要予測値については、まず、グラフの説明になりますけれども、縦軸が1日当たり必要とする水量、横軸が年度を示しております。

予測値には、将来のリスク管理も含めた水量が示されております。よく「V字回復」ということで、反対される方々のチラシ等をいただきますけれども、全体としてはほとんど横ばいから微増の予測とっております。

用途別に見ていきますと、青色の生活用水でございます。赤で示しているのが、給水区域内の人口、ここは過去の実績の傾向どおり、今後も減少傾向と予測しております。

一方で、市民1人当たりの使用水量については、今後、湧水がなければ徐々に回復すると予測しております。これは右下のグラフに示しますように、佐世保市は他の同規模の都市と比較するとかなり低い値となっております。度重なる湧水によって、市民の水使用に一定の制約がかかっているものと考えられ、今後、異常な湧水に陥らなければ、他の都市の平均値に向かって徐々に回復するものと考えられます。

現在は、1人1日当たり207リットル規模を将来計画をしております。

次に、オレンジ色の業務営業用水でございます。佐世保市はハウステンボスをはじめ、長崎県を代表する観光都市でありまして、実際に水需要は観光客数との相関があることから、市の総合計画に従って予測をしております。これで微増という計画になっております。

これとは別に、佐世保市には基地もございまして、自衛隊とか、米軍もありますので、このあたりについては過去の最大値というのを使っております。

次に、工場用水でございます。これは基本的には、近年の経済情勢を鑑み、過去の20年の実績の平均程度に備える考えをしております。

これとは別に、やはりリスク管理として、佐世保市には大きな造船所がございまして、他の都市と比べると、例えば地下水がないということで、実際に造船所についても水道水

を使用されています。

そのあたりで、実際、造船所につきましては、昨年度、他の造船所と吸収合併しましたけど、造船所の方針は今後も変わらないということで、このあたりについては、造船所の今後の予測値ということで、水需要の増というのを計画しております。

これらを合わせると、黄緑色の有収水量になりますけれども、平成 36 年では 1 日当たり 7 万 5,542 トンという数字が出てきます。

次に、22 ページに年間の水需要の変動イメージをお示しします。

このグラフは横軸に時間軸、縦軸に有収水量を示しております。1 年間の有収水量の変化を水色でこういうふうにイメージで書いていますけれども、夏場に多くて、冬場に少なくなる傾向がございます。1 年間を通じた 1 日平均有収水量を緑色に挙げていますけれども、これが 7 万 5,542 トンという計画をしております。

過去の実績に基づき換算した 1 日最大給水量が、青で示します約 10 万 5,400 トンの水になりまして、その値に浄水ロスとか事故等のリスク管理のための安全を見込んで、この赤でいいます約 11 万 7,000 トンの水というのが計画取水量になります。

よって、予測された水需要 7 万 5,542 トンを安定供給するためには、施設能力とすれば約 11 万 7,000 トンでありますので、安定水源との差し引きの約 4 万トンを新規開発する計画となっております。

次に、23 ページ、代替案についてでございます。

代替案につきましては、14 案につきまして検討しておりまして、水源不足解消策としては、石木ダム以外に有効な方策はないとの結論になっております。

比較した 14 案については、水を貯留する施設、既設を有効活用する案、新しい水源を求める案、既存の権利を再整理する案、その他案ということでありまして、いずれも方策も、技術・法制度・開発水量等に解決できない課題がございまして、実現可能性がないという結論になっております。

その中で、主な内容を下のほうにお示ししております。地下水取水につきましては、「県北地域の地質構造上、まとまった量の地下水は望めない」、「過去に 62 カ所のボーリング調査を行いました、水道水源に使用可能な地下水はなかった」との整理がなされております。

2 つ目に、一番下の海水淡水化でございますけど、「良質な海水の確保が困難である」、「塩分等の濃縮排水処理による環境への影響や漁業・養殖等への影響等が懸念される」、「陸水とのブレンドのための施設整備等の検討が必要」ということで整理がなされております。

次に、最後になりますけど、費用対効果分析でございます。全事業、残事業につきまして検討されておりまして、全事業での値は 13.84 であり、1 以上の値が出ております。

以上、長くなりましたけど、平成 25 年 3 月 15 日の「佐世保市の再評価」の結果についてご報告させていただきました。以上でございます。

○中村委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの佐世保市の水道施設整備事業再評価のご報告について、ご質問が

あればお願いいたします。

○岡委員 佐世保市は古いダムを使っているのですが、この先を見通した使用量に関して、今より低く見積もったとしても、先行きは潤沢に使えるわけではないんだなということは何となく感じました。

23 ページですけれども、海水淡水化、「良質な原水（海水）の確保が困難」というところが、ちょっと意味がわかりづらいので、説明をお願いします。

○土木部河川課 私も詳しくはありませんが、沖縄と福岡のほうで大規模な海水淡水化施設があると聞いております。その中で、近くの海から取る水、港から取る水というのはやっぱりよくないということを知っておりまして、福岡はかなり沖合から管を引っ張って取水していると聞いています。それも、砂浜の中に管を埋設して、自然の砂の浄化によって水質を浄化してきれいな水を引いていると聞いています。沖縄はきれいな水が近くにあるので、近いところから引いていると聞いていますけれども、結果的には、検討の中では半島の先のほうから引っ張らないと、水質的にはちょっと問題がある。それと、放流する先も、高度な塩分の水の放流をしないとイケないので、漁業や養殖とかにも影響がある。

それと、海水淡水化の場合は水がおいしくないということもちょっと聞いているんですけど、（塩分を除去する時に）ミネラル分も一緒に除去してしまうということで、陸の水、川やダムの水とブレンドして使用されているということを知っております。

○河西委員 参考までに教えてください。21 ページ、利水計画の水需要予測というのがありまして、その中で人口については低減しているということなんですが、世帯数なんかは調べていらっしゃらないんですか。

意外と長崎の中心部は、人口は減少しても世帯数は増えたりとか、そんなのが結構顕著になったりする例があるので、世帯ごとにも一つの資料になるのかなと思ったのでお伺いしました。

○土木部河川課 今、手元で確認できませんので、後でご報告したいと思います。

○中村委員長 では、後ほどでも資料を確認してお答えいただければと思います。

ほかに何かございませんか。

では、一つ単純な、今、手元に県の資料があるかどうか分かりませんが、21 ページのグラフが平成 23 年度までの実績になっているんですけど、この先、今、平成 27 年なので、平成 24 年とか、平成 25 年とか、平成 26 年が実績としてどうだったかというのを示していただければと思うんですけど。

○土木部河川課 有収水量ベースでよろしいでしょうか、このグラフでいくと。

○中村委員長 緑色と比較するということですね。

○土木部河川課 緑色の部分の数値になりますが、平成 24 年度が計画 6 万 1,986 トンに対しまして実績が 6 万 2,084 トン、平成 25 年度が計画 6 万 1,937 トンに対しまして実績が 6 万 1,666 トンです。それと平成 26 年度につきましては、速報値ということですが計画 6 万 3,707 トンに対しまして実績が 6 万 414 トンということで聞いております。

○中村委員長 わかりました。それと、189 というのが 1 人 1 日当たりの生活用水量ということで、21 ページの右下にグラフがありますけれども、確かにほかの都市に比べると少

ないのは事実だと思うんですが、ただ、逆にこれがほかの都市の平均まで戻るということ自体が、何か違和感があるというか、そもそも水を使わないというのは、ある意味いいことですよ。だから、そういう方向で考えたときに、ほかの平均値まで上げるというふうに考えるのはどうなのかなというふうに思うんですけど、佐世保市じゃなくて県が答えることじゃないかもしれませんけれども。

○**土木部河川課** 平均値まで上げるという考えではなかったと理解をしています。やはり今までの湧水等の影響もありますけど、過去の実績等も踏まえて 207 リットルという算出をしていると聞いております。

○**中村委員長** もう一個、計算の過程を知りたいんですが、22 ページの 1 日平均有収水量、有収水量ですから、上のグラフの緑色に相当すると思っただけいいんですか。

○**土木部河川課** はい。

○**中村委員長** ここには、21 ページと見比べると、将来的なところで工場用水と業務とか営業用水の平成 27 年度の増加という予測がかなりきいていると思うんですけど、ここはもうちょっと、どういうことを想定されているのかというのを説明していただけませんか。

○**土木部河川課** 平成 27 年度の予測ですか。

○**中村委員長** 平成 27 年でぼんと上がっていますよね。工場用水は少なくともそうで、業務・営業用水も平成 26 年度ぐらいから徐々にずうっと上がって行って、平成 30 年度ぐらいで横ばいですかね、そういうふうになっている。平成 26 年度から平成 30 年度ぐらいの上昇傾向というのが結構きいて、わっと上がっているような形になっているので、特に平成 26 年度から平成 27 年度の工場用水のぴっとはね上がっているところがなんですかということなんですけれど。

○**土木部河川課** そこは、造船業が水を平成 27 年度からかなり使っていくということを聞いておりました。

○**中村委員長** そこは、本来、佐世保市の人に聞くべきことだと思いますけれども、いずれにしてもちょっと疑問に思ったのが、「平均有収水量」という言葉になっているわけですよ。なので、ピークの値じゃないはずですよ。例えば、造船で使うときの値として入っているものが、要は平均的に使う量なのか、それとも、何かある条件のときにぴっとたくさん使うようなものが平均のところに入っているのかを知りたかったんですけれど。

○**土木部河川課** 造船については、もとの S S K が修繕船について力を入れるということで、今は名村造船に合併して引き継がれていますけれど、そこで修繕船の塗装をするために初期の段階で大量に水を使うと。その量にピークがございまして、その量が入っております。

○**中村委員長** じゃ、一応ピークのところが平均のところに入ってきていると思っただけいいんですね。

○**土木部河川課** はい。

○**中村委員長** わかりました。

ほかに何かございませんか。 よろしいですか。これは主体の方がいないので、あま

り細かく聞いてもあれかもしれませんがけれども。

それでは、次に移りたいと思います。

6、7、8、工事の状況と用地取得の状況と工期の変更まで、3つの内容についてご説明をお願いいたします。

○土木部河川課 25ページからになります。「6. 工事の状況」でございます。

平成21年11月9日に事業認定申請後の平成22年3月から付替道路工事に着工しましたが、事業に反対されます方々による阻止行動が継続したことから、そのこうちゃくした状況を打開するために、同年7月に話し合いの場を持つということで一時工事を休止しております。

その後、知事と地権者の方が何回かお会いしましたが、なかなかご理解いただけなくて、その後は話し合いもちょっと難しい状況になっておりました。

その後、ダム検証を経まして、平成25年9月6日に事業認定告示があり、その後も任意での解決のために公開質問状への対応を行ってまいりましたけれど、地権者の方々にご理解を得るに至らず、一方で、工事区域には、既にご協力いただきました方がおられます。その中で道路沿いに、後から地図で説明しますけれど、墓地をつくっておきまして、水源地域の振興のためにもどうしても必要な道路であるということから、平成26年3月末に付替道路工事の契約を行い、7月30日から8月7日にかけて着工を試みました。

しかし、反対される方々から阻止行動等に遭いまして、結果的に8月7日に通行妨害禁止の仮処分の申し立て等を行いまして、司法の判断が出るまでの間、工事を見合わせたところでございます。

通常であれば2~3カ月で結論が出ると思っていましたけれど、実際12月8日に4回目の審尋が行われて、ようやく3月24日に仮処分の決定がなされました。それから工事の準備を行いまして、5月19日から付替道路工事の再開を試みております。

その次に、地図等がございます。

濃いピンクの部分が620メートルございまして、現在、土木業者2社と工事契約を行いまして、この場所(Aゲート前)から現地のほうに入りまして、測量、丁張り、伐採工事を進めているところでございます。

現地においても、この写真のように、ダムに反対されています方々だと思えますけれど、顔を隠して抗議と阻止行動がなされているという状況でございます。

このようなこうちゃく状態が続く中で、伐採作業に必要な重機とか、草刈機とかを持ち込もうとしたんですけれども、どうしても安全に持ち込みができないということで、6月12日の早朝にそういう機械等も搬入させてもらって、今現在、作業を進めているところでございます。

工事の工程としましては、ダムの本体工事前までに、この付替道路の一部供用しないといけないと考えておきまして、この完成を平成29年度までということと考えています。その後にダムの本体工事のほうにも着工できればと思っています。

次に、27ページでございます。「7. 用地取得の状況」についてでございます。

まず、土地収用法の手続きの主な流れについて説明をさせていただきます。

事業認定は、事業認定庁が第三者の視点で事業の公益性について個別事業法とは別の土地収用法の観点から、改めて検証し、公益性が認められる場合、その事業を認定する手続きでございます。

事業認定後も、地権者の皆様と任意での交渉を進めるために、事業へのご理解とご協力をいただけるようお願いしてまいりましたが、なかなかご理解いただくに至らず、本来であれば、地権者のご理解を得て、円満な形で土地をお譲りいただくということが理想でございますけれど、石木ダム建設事業は県民の安心安全のために必要不可欠な事業であり、また、手続きは期限があることから、告示から1年を過ぎると事業認定自体が失効するというので、やむを得ず、土地収用法に基づく手続きを進めさせていただいているところでございます。

最初に、事業認定の告示後は、土地収用に向けた手続きを行ってまいります。これは現地への立入調査、土地・物件調書の作成、立ち会い署名押印などがございます。次に、その準備が整いますと、裁決申請を1年以内に行わないといけないということになりまして、その申請後に、県の収用委員会というのがございまして、そこで土地の価格等の補償額や権利の取得の時期、土地の明け渡しの時期等を判断することになっています。また、その収用委員会では、起業者と土地所有者及び関係人の意見聴取というのがございまして、これは裁判のようなものなんですけれど、お互いの意見を聞く場がございます。

また、石木ダムについては事業規模が大きく、用地の取得のための測量や調査、事務手続きの作業量、工事量及び予算確保などを総合的に判断した結果、事業認定告示から1年以内に全ての裁決申請を行うことが難しいことから、手続き保留ができる手続きというのがございまして、それを行いまして、現在、手続きの準備が整い次第、手続きの開始を行っているところでございます。

次に、28 ページをご覧ください。現在の用地の進捗状況を左上の棒グラフで示しております。

まず最初に、一番上の部分になりますけど、用地買収については、全体の約81%が取得済みとなっております。

次に、真ん中がございます。家屋でございますけど、全体67戸のうち54戸について移転のご理解をいただいております。

最後に、世帯数ですが、一番下に書いていますけれど、121世帯のうち105世帯について事業へのご理解をいただき、ご理解いただいていません方々は、この地区にお住まいの13世帯の方と、土地だけを所有されています3世帯、合わせて16世帯となっております。

また、この方々以外にもダムに反対されています多くの方々が幾つかの共有地を所有されておられます。

先ほど土地収用法の手続きの主な流れを説明してきましたけど、この平面図で、もう一度、簡単に説明いたします。

まず、オレンジ色で囲まれた土地の一部になりますけれども、5,500平米の土地について、今年の6月22日に県の収用委員会の権利取得及び明け渡しの裁決というものが出されております。このオレンジ色の土地は、迂回道路工事、赤の点々でお示しした部分の工事

に必要な土地が一部入っております。

次に、ダム本体工事に必要なピンク色で囲まれた土地の一部の用地でございます。これは3万平米ございまして、この中に家屋4軒と小屋1軒が含まれております。これについては、今年の7月8日に裁決申請を行っております。

次に、この上流部になりますけれど、青色で囲まれた土地の一部でございます。面積が約9万平米、この中には家屋が9戸と公民館1棟が含まれていまして、これにつきましても、7月8日に手続き開始の申し立てを行い、先月の31日に告示がなされております。

先ほどの27ページの絵に戻りますけれど、段階を先ほどのフローに、今の土地について明記をしております。

次に、29ページになります。「8.工期の変更」でございます。

工期は現在、平成28年度までの完成予定から、今回見直しを行い、6年間延長し、平成34年度までの予定としたいと考えております。

工種ごとの工程でございますけれども、工程表にお示ししておりますとおりでございます。ダム本体工事着工のための付替道路工事につきましては、ダム本体工事着工前までに先行供用が必要になりますので、付替道路の一部完成というのが平成29年度までを予定させてもらっています。その後にダムの本体工事に入りまして、平成33年までを今のところ予定していまして、それから平成34年度の1年間で湛水して、平成35年度から取水を開始するという計画でできればと思っています。

それと、関連します付帯工事ですけれど、これは、例えば土捨場の整備とか環境整備などでございますけれども、これにつきましては、ダムが完成します平成34年度までに完成させる予定の工程を考えています。

次に、工期の変更の理由でございます。大きく2つ挙げさせていただいています。

1つ目の理由でございますけど、付替道路工事の遅れでございます。事業認定告示後も任意解決のために公開質問状への対応などに時間を要し、付替道路工事の着工時期が遅れ、また、工事着工後もダム建設に反対される方々による通行妨害等の行為によりまして、工事の暫定供用時期が延期となること」でございます。

2つ目の理由としましては、一番下のところに書いておりますダム本体工事の遅れでございます。ダム本体工事は限られた期間での完成を目指すために、2交替による施工で考えていましたが、ダム建設に反対する方々によります抗議や妨害行為がある中での夜間工事の安全確保ができず、また、混乱が想定されることから、1交替による施工に変更すること。また、施工開始時期についても用地の取得が見込め、付替県道工事の暫定供用後とすることから、工期が延期となること」としておりまして、完成工期につきましては、平成29年3月の予定から6年間延長し、平成35年3月の予定に変更したいと考えております。

以上で、説明を終わります。

○中村委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの6.工事の状況、7.用地取得の状況、8.工期の変更に関するご説明に対しましてご質問等ございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

一つ、単純な質問なのですが、26 ページの地図のところ、今、工事されている付け替えの県道工事の一番右側の端っこのところに黄色い四角があるんですけど、それが墓地でしたか。

○土木部河川課 はい、墓地でございます。

○中村委員長 墓地に行く道は、今どうなっているんですか。

○土木部河川課 ピンク色の薄い点々がありますけど、これに近い形で、現道の細い道がございます。これが、車が離合できないような細い道で、急な勾配の道がございます。ただ、墓地につきましては、ダムに同意をいただいて移転してもらいましたけど、地権者の方々には、この付替道路ができる前提でこの場所に移転してもらっていますので、ぜひここについては早急に道路を供用しないといけないと考えています。

○中村委員長 今の県道工事の範囲のところ、大体近くまで行くんですか。

○土木部河川課 ここに橋を架けないといけないんですけど、これができますと、ここに行けるようになります。もしくは、この迂回路ができますと、ここに行けるようになります。

○中村委員長 ほかに何かございませんか。

それでは、一応 8 までのご説明と質疑が終わったということにさせていただいて、お昼が近づいてきまして、次の治水計画の内容がかなり盛りだくさんですので、ここで一旦審議をとどめまして、お昼の休憩にさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

では、1 時に再開させていただきます。

○事務局 ただいま、委員長のほうから 1 時まで休憩するというご発言がございましたので、これより一旦会場のほうを閉め切りさせていただきます。

再開 10 分前の 12 時 50 分に、再度会場をあけるようにいたします。

また、傍聴者の皆様におかれましては、傍聴名札は再入場の際、必要となりますので、そのままご所持いただきますようお願いいたします。

それでは、ただいまより休憩に入ります。

(午前 11 時 50 分 休憩)

(午後 1 時 0 分 再開)

○中村委員長 それでは、時間になりましたので、審議を再開したいと思います。

なお、梅本委員に関しましては、所用で午後の審議は欠席ということですので、本日のこの後の議論は 5 人で行っていきたいと思います。

まず、午後の予定なんですけれども、時間的にどんな感じですか。事務局からご説明いただけますか。

○事務局 本日の予定としましては、冒頭ご説明しましたとおり、現在審議をしております石木ダム建設事業と佐世保港改修事業の 2 件を予定しております。

事務局としましては、本日の審議の時間は 3 時を目安として考えておりました。したがって、本日の審議につきましては、石木ダム建設事業につきましては 2 時半あたりを目安に進めていただければというふうに考えております。

○中村委員長 わかりました。

それでは、もう一件の案件も議論しなきゃいけないようですので、もし、万が一、時間が足りないということであれば、石木の件に関しましては継続して審議すると、また別途の時間をとるということにさせていただきたいと思います。

それでは、9番、どうしましょうか、9番だけで結構時間をとりますよね。

○**土木部河川課** 委員長、午前中の宿題(委員からの質問に対する回答)がございましたので、先に報告できればと思います。

○**中村委員長** そうですか。ご質問で答えられなかったこと、わかりました。では、そこからお願いします。

○**土木部河川課** 1点目の世帯数でございます。市全体しかわかりませんでしたけど、平成23年度から平成26年度までを報告させていただきます。

平成23年度は10万5,527世帯、平成24年度は10万5,934世帯、平成25年度は10万4,963世帯、平成26年度は10万5,273世帯、いずれも4月の世帯数でございます。

2点目、川棚川の整備計画の委員会の地元の方はどういう方かということなんですけど、地域状況活動をされています方が3名、実際消防団など、まちおこしのグループの方とか、その他にも公募で地元の方と東彼杵町の方が2名入って入っていて、地元は5名入られています。18名のうちの5名ですね。ほかにも漁業関係で海、内水面1名ずつ。

○**土木部河川課** それと、先ほど私の説明の中でちょっと間違いといいますが、ちょっと言い方がおかしかったところがございますので、訂正をさせていただければと思います。

1点目、迂回路で離合場所がないと言いましたけど、狭いんですけど離合場所がございます。それと、再評価の件で、記載間違いがございまして、お手元の資料の15ページ、オレンジ色で示すところでは平成24年度の再評価、「上下水道事業経営検討委員会」と書いていますけれども、次のページが間違っておりまして、「再評価委員会」と書いています。ここは訂正をさせていただければと思います。オレンジ色で示す方が合っています。

○**中村委員長** オレンジ色で書いてある2つがそのまま、平成19年度、平成24年度と書いてあるのが、右上にそのまま入るということですか。

○**土木部河川課** そうです。経営検討委員会に市が諮問したと聞いております。

以上でございます。

○**中村委員長** わかりました。

それでは、午前中の質問で答えられなかったことに関して追加のご説明がございましたので、それでは「9.治水計画」のご説明をお願いいたします。

○**土木部河川課** 30ページからでございます。

最初に、洪水被害について説明いたします。川棚町では、過去に4度ほど大きな洪水がございました。昭和23年、昭和31年、昭和42年、平成2年でございます。下の写真は昭和42年と平成2年の写真を付けております。

次に、平成2年の水害の時の写真でございまして、右側の写真は昨年撮った写真ですけど、左側が平成2年の水害の時の写真でございまして、堤防をオーバーしているのがわかるかと思えます。

これも同じように川棚川のその時の写真でございます。ちょっと大きくしますと、これ

が川棚川の本川で、ここから水がこういうふうに溢れているというのがわかると思うんですけど、ここに支川の野口川がございまして、これは結局、河川の計画の水位よりもかなりオーバーしてしまっていたので、（野口川からの洪水も安全に）流れきれなくて合流して、ここでどこかわからないように溢れてしまっています。また、本流の方はここから溢れてきて、このように水が回って、こちらのほうも（野口川からの洪水が）押し出しているというのがわかるかと思います。

次に、これは 33 ページでございます。

過去の洪水の 3 時間雨量と 24 時間雨量を示したものでございまして、川棚川の計画でいきますと、100 年に 1 回発生したときの雨量で洪水が起きたときに耐えられるような河道改修及びダムの計画をしております、そのときの計画規模と過去の雨量を示しております。

ちなみに、3 時間雨量と 24 時間雨量といえますのは、流域の大きさと川の洪水の到達時間から 3 時間と 24 時間ということを指針等で決めております。

○土木部河川課 次に、34 ページをご覧ください。ダムによる洪水調節の方法についてご説明いたします。

治水機能を持つダムは、大雨の時に上流からの水をダムに一時的にため込むことで下流の川に流れる水の量を減らして下流の洪水被害の軽減を図ります。洪水時のダムの働きを下の方に示しておりますが、平常時は水位を下げておいて、洪水になれば水を一時的にため込みまして下流の方に流します。そのときに貯水位は一時的に上昇しますが、最後に、大雨が終わると、また水が下がりまして平常時に戻るということになります。

次に 35 ページでございます。川棚川の安全度についてでございますけれども、川棚川の想定氾濫区域内における資産の状況とか、県内のバランス及び過去の水害等を考慮して、長期計画としまして「川棚川水系河川整備基本方針」において、100 年に 1 回発生する規模の降雨による流量の安全な流下を図ることが位置づけられております。

また、概ね 30 年間の計画でございますけれども、「整備計画」では、優先的に石木川合流点下流を、概ね 100 年に 1 回発生する規模の降雨による流量の安全な流下を図るとともに、石木川合流点上流につきましては、青文字で書いていますところですが、30 年に 1 回発生する降雨による流量の安全な流下を図ることが位置づけられています。

この右に示す地図では、下流側の石木川の合流点までの間は 100 年に 1 回、上流側については 30 年に 1 回の大雨に対して安全対策を図ることがこの中で位置づけられております。

次に、36 ページをご覧ください。川棚川の「基本方針」に位置づけられていますのは、石木ダムじゃなくて、洪水調整施設という名称で位置づけられていまして、既存の野々川ダムに加えて支川の石木川に石木ダムを建設することが、この「整備計画」の中で位置づけられております。

治水の基準点となります山道橋、ここに位置しますが、毎秒 1,400 トンの水が、ダムがなければ流れてきまして、2 つのダム、野々川ダム、石木ダムによりまして洪水調節を行って、毎秒 1,130 トンに洪水調節を行って安全な流下を図る計画となっております。

次に、37 ページをご覧ください。河川の計画規模を 100 分の 1 と言いましたけど、その考え方について説明をいたします。

県では、県内河川の計画規模につきましては、ここに書いていますように「長崎県二級河川流域重要度評価指標」に基づきまして決定をしております。

右の図は、川棚川の本川の想定氾濫区域図でございます、赤色で塗りつぶしている範囲が 100 年に 1 回の規模での降雨で氾濫する区域になっております。左の表にお示ししていますこの指標、氾濫面積、氾濫区域内の宅地面積、人口、資産額、工業出荷額がありますが、この 5 つの項目のうち 3 項目以上適合するかどうかで河川の計画が 30 分の 1 なのか、50 分の 1 なのか、100 分の 1 なのかというのが決まりまして、川棚川につきましてはオレンジで塗りつぶしているのが数値でございます、100 分の 1 のところに 4 項目該当いたしますということで、100 分の 1 の計画になっております。

次に、川棚川の計画流量の出し方について説明いたします。

河川の計画規模の基本高水流量と言っていますが、これは流域に降った雨が、ダムのような洪水調節機能がなかった場合にそのまま流れてくる場合の流量をいいます。左に基本高水流量設定フロー図というのを示していますが、上の方から、基本高水流量は計画規模の決定、計画雨量の決定、計画対象洪水の選定、基本高水流量の決定という順番に算出します。

具体的には、川棚川の計画規模につきましては、基本方針及び整備計画で定められました 100 分の 1 としておりまして、計画雨量につきましては過去の雨量データから確率計算によりまして計画雨量を算出し、100 分の 1 確率規模の計画雨量として 24 時間雨量を 400 ミリ、3 時間雨量を 203 ミリと決定しております。

次に、計画対象洪水の選定につきましては、過去の雨量の降り方のうち、一定規模以上、要するに確率規模 100 分の 1 の 24 時間雨量が 400 ミリですので、その 2 分 1 以上の 200 ミリ以上の代表となる降雨というのを選定しまして、その実績雨量を計画規模である 100 分の 1 まで引き伸ばしというのを行います。それが、対象洪水雨量というのが、ここに書いています 9 つの雨量に結果的になります。

この出し方を説明しますが、結果的に、昭和 42 年型を含めまして 9 つの雨量のパターンがございます。それで最終的にいろいろ検討する中で、昭和 42 年 7 月 9 日の雨量というのが一番大きな流量になります。これが決定根拠になります。

計画降雨、ちょっと詳しく説明しますが、このグラフは横軸に時間軸、縦軸に 1 時間雨量を示す昭和 42 年の雨量の棒グラフでございます。棒グラフの黒い部分が、緑で書いた範囲が 24 時間の雨量、これが 222.8 ミリということになります。3 時間雨量というのが、オレンジ色で書いた部分、これが 172.8 ミリとなりまして、これを実際計画規模、3 時間が 203 ミリ、24 時間で 400 ミリということに拡大をします。最初に 3 時間雨量から拡大をしまして、172.8 ミリを 203 ミリということで 1.175 倍に拡大しているのが白で示している部分までになります。3 時間とも同じ比率で拡大しています。残りの分については、3 時間雨量を先行しますので、残りの 21 時間で拡大するということで、実績の黒の部分が 3.94 倍になります。この黒で示している部分を全部足し込むと 50 ミリになります

けど、これを 197 ミリまで拡大しまして、結果的に 24 時間雨量で 400 ミリという雨量の波形になります。これが拡大の仕方になります。

この拡大の仕方についても、国のほうのマニュアルで決まっております、3 型という一般的なやり方で拡大をしております。

○土木部河川課 異常値の検討も含めて 200 ミリ以上の雨量を検討しております。

38 ページは終わりましたので、39 ページです。

計画流量の算定につきましては、全国で一般的に使用されています貯留関数法という流出解析モデルを使いまして、先ほどの 9 パターンの雨について計算をしております。

結果的に、グラフと表を載せていますけれど、黄色で書いた分が昭和 42 年の結果でございます、結果的には基本高水流量というのが、毎秒 1,391.1 ミリを 10 トン単位で丸めまして毎秒 1,400 トン、計画高水流量、これはダムで調整した後の流量になりますけど、1125.8 ミリを丸めまして毎秒 1,130 トンという値になります。これが決まった時のグラフになりますが、横軸が時間、縦軸が流量になりまして、ダムがない時にはこういうふうには黒の線のグラフになりますけど、毎秒 1,400 トンがピークで流れてきますけど、基準点におきましては、石木ダムと上流の野々川ダムで洪水調節をしまして毎秒 1,130 トンまで低減することができる計画になっております。

これを流量配分図というものに、今の数字を載せていますけど、黒色の数値が、この 2 つのダムがないときの 100 年に 1 度の雨が降った時の高水流量、赤色の数値は 2 つのダムができて洪水調節をした時の高水流量になります。

また、現在の流下能力といいますのは、山道橋の下流側でまだ河川改修が一部終わっていないところがございますので毎秒 1,020 トンになります。それで、今、ここで 100 年に 1 回の大きな雨が降りますと、石木ダムはできていませんので、この黒色で書いています野々川ダムはできていますので、流量を調節しまして、毎秒 1,320 トンの洪水が流れてくるということで、この差の分が現在不足しているということになります。ちなみに、河川改修が終われば、石木ダムの効果というのは、この山道橋地点で毎秒 190 トンという洪水調節の機能がございます。

また、ダムの洪水調節容量については、通常は空っぽになっている分ですが、これが雨が降りますと水が貯まりますけど、これが 195 万トンというのも、同じように 9 つの雨から計算をしまして、結果的には昭和 63 年の雨で決まっておりますけど、他に昭和 42 年 7 月洪水でも同じような値が並んでおります。以上が洪水調節の関係の説明になります。

次に、41 ページになります。このグラフは、川棚川での計画雨量と県内及び全国での近年の災害での実績雨量を比較したものでございます。川棚川の 3 時間雨量 203 ミリと 24 時間の 400 ミリがこの赤の部分になります。県内の他の地区での雨というのは、この黄緑色で書いた分になりまして、他のブロックでも大きな雨が降っております。24 時間も同じでございます。

それと、近年の全国的な災害があった雨でいきますと、北部九州豪雨とか、山口県の豪雨とか、ほかにも広島県の豪雨とかございます。東京都の大島の豪雨もございますけど、かなり大きな雨が降っているということで、石木ダムで今計画しています計画の雨量という

のは 100 分の 1 規模でございますけど、近年の雨や県内のバランスを考えたときには、大きな雨というわけでもなく、このくらいの雨はいつ降ってもおかしくない状況ではないかと思っております。

次に、42 ページをご覧ください。現在の計画規模の雨量です。

これについては昭和 22 年から平成 6 年までの 48 年間の雨量で、佐世保と流域内の雨量との相関をとりまして、0.94 倍掛けた値が計画雨量で、3 時間雨量で 203 ミリ、24 時間で 400 ミリという値が決まっております。それで今回も、これまで整備計画や再評価がございましたけど、この確率雨量については、その時々で確認をしております。今回も現時点での確認を行いましたので、説明いたします。

検証方法としましては、近年の平成 7 年から平成 26 年までのデータを加えて、68 年間の水文資料をもとに、河川計画において全国的に一般的に使用されています 12 手法によります確率雨量解析を実施しております。その解析の結果、S L S C という指標値がございますけど、これが 0.04 以下になる手法の最大値と最小値の範囲にあるかどうかという確認をしております。

結果的に、今回も、68 年間の雨量で行いましたけど、3 時間雨量 203 ミリに対しまして 180 ミリから 209 ミリということで、範囲内に入ります。また、24 時間雨量につきましても、400 ミリの計画に対しまして 371 ミリから 421 ミリということで、計画の範囲内に入るといって、今回も、現時点で見直しても確率雨量が妥当であることを確認しております。

○中村委員長 一応 9 番の治水計画のご説明が終わりましたけれども、ただいまのご説明に対しまして質問がありましたら、お願いいたします。

○中村委員長 追加説明されますか。

○土木部河川課 はい。

○中村委員長 では、追加説明されるということですので。

○土木部河川課 過去の洪水につきましては、スクリーンに示していますように、4 洪水ございます。この中で、昔の洪水に対しましては流量観測していませんので、あくまでも推測でございますけど、昭和 23 年につきましては毎秒約 1,120 トン程度の流量が流れてきたものと思います。これが過去最大でございます。

それで、現在の流下能力につきましては、先ほどこの図をお示ししましたけど、現在は毎秒 1,020 トンでございますけど、河川改修が済みますと毎秒 1,130 トンということで、過去の洪水に対しては河川改修が終われば流すことはできます。ただ、100 年に 1 回の規模の雨が降れば、毎秒 1,320 トン流れてくる可能性がございますので、そこは河川の計画水位をはるかに超えるということでございます。以上です。

○中村委員長 今の追加説明を含めまして、ご質問はございませんか。

○中村委員長 すみません、私も幾つか質問があるんですけど、よろしいですか。

まず、一つ知りたいのが、37 ページで想定 of 氾濫区域が赤で示されているんですけど、ここが、現場を見ればいいのかもかもしれませんが、どういう形になっているかというのがちょっとよくわからなくて、どこでどの程度の被害、人的なとか、金額でしたときの被害が

出るのかというところを教えてください。ちょっと細かい話になるから、今、資料はないかもしれませんが。

○土木部河川課 そうですね、細かい資料はないんですけど、ちょっと待ってください。

○土木部河川課 今、この赤色のところが氾濫区域になりまして、氾濫については築堤越水等の現象がございます。それで、ほとんどこの辺りと、上流のほうに人家があって、真ん中（中流部）のところはほとんど水田の被害になると思います。

○中村委員長 この下の川棚町の下流のところと、上流の波佐見町の街中ぐらい。

○土木部河川課 人家が連担しているところです。

○中村委員長 じゃ、ここに書いてあるいろんな人口とか資産のこととかというのは、

○土木部河川課 これは、全体になります。

○中村委員長 ですから、その割合なんですけど。大部分が、今おっしゃった2つのところに集まっていると思っていいますか。

○土木部河川課 割合は、石木川合流点の上と下でしか区分はしてないんですけど、下流のほうに割合的にはかなり多くなっています。

○中村委員長 もう一個なんですけど、治水計画を立てられるに当たって、3時間と24時間という2つの雨量を設定されているわけなんですけど、この3時間と24時間にした根拠というか、それは国のマニュアルが何かというようなお話だったかと思うんですけど、もうちょっと細かく話をしてくれませんか。

○土木部河川課 国の基準に則って計画はしておりますけど、まず、24時間というのは連続降雨時間を検討しております。それも当然チェックして、一般的には100キロ以下の小流域については24時間を使っておりまして、川棚川におきましても約80キロということで、小流域ということで24時間を使っています。ほとんどの降雨が24時間で収まっているということですね。

それと3時間といえますのは、到達時間、雨が降ったときに上流から下流のほうに水が流れていく時間を計算しまして、それが河川のピーク流量を決めることになりまして、それがこの場合につきましては4手法でその計算をしまして、それが概ね3時間になるということで、3時間というのを出力しております。小さな流域の河川だったら、例えば1時間とか、30分とか、場所、場所で変わりますけど、流域が大きくなれば大きくなるほど到達時間が長くなりますので、3時間というのも変わってくるかと思えます。

○中村委員長 それはどこかに、マニュアルに具体的に書いてあるということですか。

○土木部河川課 はい。

○中村委員長 もし、よろしければ、関連するようなマニュアルを一度見せていただければと思うんですけど。

○土木部河川課 はい。

○中村委員長 もう一個、関連する話ではあるんですけど、後ろのほうから話が出ていますけど、1時間の降雨というのは、どう言ったらいいんでしょうね、仮に1時間の降雨量を100年規模で100分の1とかということになると、どれくらいの数字になるんですか。

○土木部河川課 1時間降雨なんですけど、この流域の規模については1時間じゃなく

て、3時間と24時間ということです。

○中村委員長 それはわかります。マニュアルにこう書いてあるというのはわかるので、仮にと申し上げているんですけど、仮に1時間ということにしたときにどれくらいになるのかなということなんですけど。

○土木部河川課 これは計算したものがございますので、後から、もしよければ。

○中村委員長 わかりました。では、それは後で教えてください。

○土木部河川課 探します。

○中村委員長 ほかに何かございませんか。

○山本委員 1点確認だけさせていただきたいんですが、33ページに過去の被害状況が載せられていますけれども、この被害状況というのは石木川の合流点より下流のところ、主に起きていると考えてよろしいんですか。川棚町の被害状況。

○土木部河川課 33ページは、町内の数字になります。川棚川流域。

○山本委員 じゃ、石木川の今度の下流のほうですね、合流点から下流のところはどれくらいの割合だったのかなというのを知りたかったんです。

○土木部河川課 町内ということでしかわかりません。

○山本委員 わかりました。

○中村委員長 他に何かありませんか。

○中村委員長 特にないでしょうか。いかがでしょうか。

○中村委員長 もし後ほどでも、先ほどの山本先生のご質問に対して数字が出てくるのであれば、教えていただければと思います。

○中村委員長 ほかに、よろしいですか。

それでは、続いて10番目から13番目、一応最後まで一通り説明をお願いいたします。

○土木部河川課 次に、43ページになります。「10.費用対効果分析」でございます。

最初に、ダム事業の費用対効果分析の考え方ですけれども、青色で示しています部分でございます。ダム事業の主な効果、ベネフィットでございますけれども、1番目、洪水の直接的な被害防止、資産、家屋、農作物などの被害額でございます。それと2番目、洪水の間接的な被害の防止、これは営業停止損失などでございます。それと3番目、流水の正常な機能の維持、これは不特定と私どもは呼んでいますけど、濁水による被害の低減ということで、この3つの被害に対して計算するようになっております。

また、コスト、事業費に関しましては、ダム事業の建設費、これは治水と不特定の分の建設費になります。それと50年間の維持管理費を足し込んで比較するということになりまして、これを割引率で現在価値化を行いまして、この費用をもってB/Cということになりまして、1以上あるかどうかというのを判断いたします。

具体的な数字でございますけど、44ページでございます。

青色部分の効果につきましては、洪水便益は施設完成後の評価期間でございます50年間に渡る年平均被害軽減期待額を計上することとなっております、それが約350億円になります。不特定便益は、建設期間の各年の不特定身替ダム建設費を計上することとなっております、約160億円となります。

これらを、この図のように、毎年同じ軽減額がございますけど、これは現在価値化ということで割り引いていくと、だんだん減ってきてまして、それを集計するという形になっておりまして、これが総便益としましたら、残存価格というのも含みますので、それを入れ込みまして約 342 億円という数字が出てきます。

また、ダム建設費でございますけど、右側の赤色の部分のところでございます。ダムの建設費につきましては約 185 億円、それに 50 年間の維持管理費約 46 億円を足し込みまして、これも現在価値化しましてやると、約 272 億円ということになります。この比率が、計算すると 1.25 ということで、効果は十分発揮できるということで考えております。

また、45 ページをご覧ください。

平成 23 年度の前回の再評価の時点と比べておりますけど、前回 1.27 に対しまして 1.25 という数字が出ております。この要因としましては、評価する期間が変わったことによって、現在価値化する期間が変わるとか、あと、多少金額、単価等も若干の変動はあっております。

また、ダム事業については、国のほうは感度分析といたしまして、工期とか残事業費とか、資産等がプラスマイナス 10% になったときにどうなるかということを検討されていまして、この石木ダムについても検討しております。例えば、工期が 10% 延びれば 1.25 から 1.24 に減になります。残事業が 10% 増えれば 1.25 が 1.21 に減ります。資産が 10% 減れば 1.25 が 1.21 に減ります。逆に費用が減れば、当然便益は上がるということで、こういう結果が出ております。

以上が費用対効果になりまして、次に 47 ページから治水代替案について説明します。

治水代替案につきましては、ダム検証で「再評価実施要領細目」において示された 26 案について、川棚川流域での適用の可否につきまして、この表で水色で着色していますところにつきまして評価をしております。現行のダム計画を含めまして 8 案について検討しております。その結果、コストなどの観点からダム計画が優位と評価されていまして、その後の事業認定においても、現行案が経済性等の面から最も有利と判断されております。

ダム検証後において、川棚川の河川改修及び周辺状況には変化がございませんので、今回は、治水代替案については、現在の価格で確認を行いました。

次に、48 ページをご覧ください。

現行のダム案と、他に遊水地案というのが本川につくる分、ダムの下流の碎石場跡につくる案、それと海に直接放流する放水路案、それと河川改修の組み合わせ等を行っております。

最初に、遊水地案でございます。49 ページでございます。

川棚川の本川沿いの農地に、水田になりますけど、洪水調節施設として深さ 3 メートル程度の 2 つの遊水地を代替案として計画しています。2 つの遊水地の貯水容量につきましては 83 万トンになりまして、山道橋におきまして毎秒 190 トンの洪水調節を行う計画になっております。遊水地 がございますけど、遊水地 は容量 49 万トンで、面積 21 ヘクタール、遊水地 は容量 34 万トンで、施設面積 19 ヘクタールということで、合わせて費用は約 212 億円になります。

内訳につきましては、次のページに記載をしております。内訳につきましては、維持管理費の50年分、施設の更新費、それとダム中止に伴う費用というのを計上しております。合わせて約212億円になっております。

引き続きまして、遊水地案その2でございます。

石木川沿いの碎石場跡、ここは露天掘りで、昔、深い穴が空いていました。今は川棚川の改修等の残土等を捨てまして埋まり平坦になっていますけど、ここを深さ55メートル程度の遊水地として代替案として計画しています。洪水調節量は、山道橋基準地点におきまして毎秒190トンになります。

施設規模としましては、貯水容量が約150万トン立米、それと、この池については洪水に常に対応できるように空っぽにしないといけないということで、大型の排水施設が必要となることから、事業費についてはかなり膨大になりまして、約433億円になります。内訳については次のページに記載しているとおりでございます。

次に、53ページでございます。放水路案でございます。

今、石木川のダムを計画しています場所から、直接海にトンネルを通す案でございます。この施設につきましては、直径7メートル、延長が2,500メートルのトンネルを2本設置しまして、洪水調節量は山道橋基準地点で毎秒190トンになっております。費用につきましては約239億円ということで、内訳については、54ページに記載しているとおりでございます。

次に、河川改修の4案を順番に説明していきます。

まず、最初に河道掘削案でございます。

川棚川本川については約1.2メートル程度、石木川については3メートル程度の河道の掘削を行い、山道橋基準地点におきまして、毎秒190トンの流量増を行います。橋梁の架替や堰の改築、導流堤などの設置もございまして、総費用につきましては約235億円を計上しております。内訳については、56ページのとおりでございます。

次に、57ページでございます。河川改修の引堤案でございます。

先ほどは川底を掘る計画ですけど、これは横に広げる工事でございます。川棚川の本川につきましては0から10メートル程度の引堤、石木川については20メートル程度の引堤、拡幅を行いまして、山道橋基準地点において毎秒190トンの流下能力の増を行います。この案につきましても、橋梁や堰の改築などの費用がかかりまして、約234億円になります。内訳につきましては、58ページに記載しているとおりでございます。

次に、59ページでございます。今度は、河川改修の堤防を嵩上げする、上の方に積み重ねる計画でございます。

川棚川の本川につきましては、堤防の嵩上げ50センチ程度のパラペット付きの護岸、石木川につきましては築堤の嵩上げを考えておりまして、この案につきましても、基準点におきまして毎秒190トンの流量増を行います。事業費は、堤防を嵩上するというので、橋梁、堰、また排水機場等も必要になり、費用は約252億円になります。内訳につきましては、60ページのとおりでございます。

次に、複合案でございます。今、河川改修の3つの案を示しましたが、そのおのこの

のものを寄せ集めて、一番経済的な組み合わせとこののを検討しておりまして、それが61ページに記載しているものでございます。

まず、川棚川本川につきましては、山道橋の下流側、赤色で示していますけど、河床の1.2メートル程度の掘削を行います。それと山道橋から上流につきましては、40センチ程度の堤防の嵩上げ。それと、石木川につきましては20メートル程度の引堤拡幅を行います。これによりまして、川棚川の山道橋におきまして毎秒190トンの流下能力の増を図ります。この案につきましても、橋梁の架替、堰の改築、導流堤等の費用がかかりまして、総費用は、河川改修の中では一番安いですけど、約210億円となります。内訳については、62ページに記載しているとおりでございます。

次に、現行のダム案でございます。これは今のダムの計画の図面でございます。一番最初に説明した図面と同じものでございます。

現行のダム案につきましては、石木ダムの治水専用ダムでの費用になりますので、これは全国的な取り決めの中で、残事業で評価することとしておりまして、総費用につきましては、石木ダムと河川改修もございまして、合わせまして約77億円となります。内訳としましては、ダム建設費用は治水専用ダムの残事業で約68億円、それと河川改修費の約1.6億円を合わせました約70億円というのが工事費でございまして、残り維持管理費が50年分、施設の更新費を合わせまして約77億円ということになります。

また、先ほどダム案以外については中止の費用とこののを計上させてもらっています。これにつきましても、前回の再評価でも同じ説明をさせてもらっていますけど、65ページになりますが、全国のルールの中で、ダム中止に伴って発生する費用として、過年度事業に対する利水者の負担を計上するなど、他にも、もろもろかかるものを計上させてもらっておりまして、前回の再評価では59億円でしたが、今回は、前回から多少事業が進んでおりますので、残事業の評価ということで、費用が増えまして62億円となっております。

これらをまとめますと、66ページの比較表になります。今回の費用が一番下のほうに示していますけど、ダム案というのが77億円、他の河川改修案等が大凡200億円から、遊水地の2というのはポンプがかなりかかりますので、かなり突出していますけど、400億円強かかるということになります。それと、前回の再評価での結果とこののは、一番下の段の青色文字で示しているとおりでございます。

引き続きまして67ページ、「12.流水の正常な機能維持」について説明をいたします。

まず最初に、石木ダムの2つ目の目的であります、「流水の正常な機能の維持」でございまして、渇水時も川の水の流れを安定させて、既得の用水の確保、水生生物の生息環境、また景観を保全するという役割がございまして。

川棚町の渇水被害につきまして、この左側に示していますけど、過去においては干ばつの被害があったり、町の水道におきまして、工場や事業所に節水の協力依頼を行うなど、これまでも給水制限ぎりぎりのところで治まったという状況もございまして。

右の写真は山道堰、ここから川棚町の取水と佐世保市の1万5,000トン、それと暫定放水水利権の5,000トンを取水していますけど、平成6年の渇水、非常に大きな渇水でございましたけど、この時は、川の真ん中に魚道が2つございまして、一滴も下流に流れる

ことなく、このような状況でございました。

下の図は、石木ダム完成後の川棚町の取水の方法をイメージした図でございます。川棚町は、石木川からと川棚川からと合わせて7,500トンの水を取水しております。石木ダムができることによって、今よりも安定した取水が可能となると考えております。また、佐世保市についても、1日当たり1万5,000トンの水を取水しておりますので、ダムができることによって、今よりも安定した取水が可能となると思っております。

次に、この「流水の正常な機能の維持」についても代替案の比較をしております。これにつきましても、ダム検証の時に行っています、細目にあります14の策を対象としまして、今回、この川棚川におきましては、ダム案の他に3案について検討しております。その結果、コストなどの観点からダム案が最も優位と、そのときも評価されております。

今回、状況は、治水と同じく現場の状況は変わらないということで、費用について、現在の価格で算出をしております。

川棚川の本川の農地に「流水の正常な機能の維持」を目的とした貯留・補給施設として、深さ4.5メートルの水溜めの池をつくります。容量が62万トンになります。総費用は約148億円になります。内訳としましては、70ページに記載しているとおりでございます。

次に、71ページをご覧ください。これも治水で説明した場所と同じで、砕石場跡の貯留施設でございます。

これは深さが34メートル程度、貯水容量が77万トンということになりまして、総費用につきましては約128億円になります。また、費用につきましては、72ページのとおりでございます。

次に、ダム案でございます。

石木ダム案以外に、石木ダムというのが、ここがダムサイト予定地になっていきますけど、この上流側に岩屋川というのがございます。ダムの用地取得におきましては、この辺りの土地（岩屋川周辺部）については、全て取得させていただいています。この支川に「流水の正常な機能の維持」のための貯留・補給施設としてダムをつくりますが、ダムの高さとしましては38.5メートル、総貯水容量が80万トンのダムになります。総費用につきましては約139億円ということになりまして、内訳については、74ページに記載しているとおりでございます。

また、現行のダム案でございますけど、これにつきましては不特定専用ダムとして費用を計上するようになっていきます。これにつきましては、ダム費用というのが約26億円かかりまして、50年間の維持管理費、施設更新費を合わせまして約27億円ということになります。

これらを合わせまして、76ページの一覧表にしておりますけど、現行のダム案に比べて他の案がかなり高くなるということで、現在の案が有利と評価をしております。

以上が12番までの説明になります。

○土木部河川課 次に、77ページ、最後になりますけど、「13. 対応方針（原案）」を説明させていただきます。

県としましては、社会情勢の変化、今回、工期の見直しでございますけど、これが平成

34 年度完成予定を考えております。

費用対効果につきましては、計算しました結果、全事業に対しまして 1.25 の費用対効果が出ていますので、1 以上確保できております。

また、治水代替案、「流水の正常な機能の維持」の代替案につきましても、両方とも石木ダムが最も有利と判断しておりまして、原案につきましては「事業継続」でお願いしたいと思っています。

以上で説明を終わります。

○中村委員長 それでは、10 番から 13 番までまとめてご説明いただきましたけれども、委員の方々から何かご質問はございませんか。

○井上副委員長 65 ページのダム中止に伴う費用の内訳の中で 番、過年度事業費に対する利水負担費用の 50 億円ですね、これをもう少し説明していただければなと思います。誰に対する負担ですか。62 億円のうちの 50 億円、これをもう少しわかりやすく説明してください。

○土木部河川課 これについては、佐世保市が利水の負担として 285 億円のうち 100 億円、35%負担しておりますけど、これまで平成 25 年度までに負担した費用というのが、143 億円掛ける 35%の約 50 億円でございます。これは、もし治水を理由に事業が中止になったとした時に、他に利水の代替施設を探さないといけないということで、その費用ということになります。

○井上副委員長 そうですか。

○中村委員長 ほかに何か、どなたかございませんか。

私のほうからは、代替案の話は、今日のご説明だけではなかなか全体像はわからないので、もうちょっと細かい資料を一回見せていただければなと思いますけど。

ほかに何かございませんか。

○山本委員 今の委員長のご発言と関連しているんですけども、代替案の比較をなさるときに、費用がとても大切なので費用の比較をなさっていますけれども、やはりそれぞれの案のメリットとデメリットも書いていただいて、総合的に見てこの案が一番いいというような判断ができるかと思えるのかなと思いますので、次回、ちょっとそういったことも考えていただけたらなと思います。

○土木部河川課 この代替案につきましては、ダム検証の中でマニュアルがございまして、それでいろんな方向から検討しております。それで、私どもとしましては、前回のダム検証から、現場的には、例えば河川改修がそれから変わってないとか、あと、河川沿いの状況等も変わってないということで、評価的には前回と同じと判断しております。今回は、そのあたりの資料を省くといいですか、状況が変わらないということで、比較を経済性だけが状況が変わっていますので、費用のみを計上させていただきました。結果的には状況は変わっていません。

○中村委員長 それはわかるんですけども、前回の評価の時にいらっしゃった委員ばかりではないので、説明は後ほどでもしていただければと思います。

○土木部河川課 わかりました。

○中村委員長 ほかに何かございませんか。

○岡委員 代替案の岩屋川ダム案のことなんですけれども、これはつくったとしても佐世保市に水は考えていらっしやなくて、あくまでも治水のみということでしょうか。

○土木部河川課 今回、岩屋川ダム案については、不特定ダムといいまして、流水の正常な機能の維持、水田や川棚町の水道などに補給するためのダムということで、容量も小さなダムになっています。

ただ、これにつきましても、前回、ダム検証の中では利水ダムというのでも検討しておりまして、かなり規模は大きくなりますけど、結果的には費用的にかなりかかるということで、今の現行案の方が経済的にも安いという面で整理をさせてもらっています。

○中村委員長 できれば、前回の資料でも構いませんので、ほかの委員に見せていただければと思います。

○土木部河川課 わかりました。

○中村委員長 ほかに何かございませんか。

もう一つよろしいですか。一応代替案を検討されるときに、目的が違うのかもしれませんが、治水の話と流水の正常な機能の維持と完全に分けてやられているんですが、実際はこれをごっちゃんこしてということもできないことはないわけですよ。そういったことの検討というのはなされていないんですか。

○土木部河川課 私どもはこの再評価は、決まったやり方によって行っているんですけれども、B / Cについては不特定も含めて一緒に計算するようになっていきます。この代替案について、治水、不特定を別々に計算するようになっていきます。

○中村委員長 でも、普通に考えれば、ダムのほうは両方持たせているんですね、機能もね。その代替案を考えると、まるっきり別々にやらなきゃ、技術的に無理だったら仕方ないんですけど、そうじゃなければ、それをごっちゃんこして一応やってみるといのは普通のやり方じゃないかと思うんですけど、そういうふうなやり方が国で決まっているということですか。

○土木部河川課 はい。

○土木部河川課 ダム検証の中で、やり方については、こういう今のまとめ方になっております。

○中村委員長 いずれにしても、関係するような国のマニュアルなり、規定なりというのは、後ほど提供していただいて見せていただければと思います。

ほかに何かございませんか。ご説明に対するご質問というのはないということでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 それでは、一応ご説明はこれだけいただいて、今日のご説明に関しては質疑が終わったかと思えます。

この事業に関しまして、現地調査だとか、詳細審議が必要だと思われそうですでしょうか。いかがでしょうか。

○井上副委員長 ぜひ現地を調査したいと思っております。

○井上副委員長 皆さん方でその日程とかについても、見させていただければと思います。

○中村委員長 いずれにしても、まず、現地調査が必要だということではよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 今日ご欠席の委員の方もいらっしゃいますので、できれば全ての委員の方にちゃんと見ていただいて、議論に参加していただいて、最終的な結論を出したいというふうに思いますので、現地を見に行くということにさせていただきたいと思います。

その方法とか日程に関しましては、ちょっと事務局のほうとも相談して具体的に決めさせていただきます。

○中村委員長 よろしいでしょうか。そしたら、後日、現地調査をした上で、また詳細審議をやるということで、石木ダムに関しましては終わらせていただこうと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 ここまでで、事務局から何かございますか。

○事務局 ただいま、委員長のほうから現地調査を行いたいというご意見がございました。日程でございますが、あらかじめ委員会の開催の予備日といたしまして8月10日の月曜日を設けておりましたので、その8月10日に行いたいというふうに考えております。

○中村委員長 委員の方々のご都合はいかがでしょうか。一応事前に、この委員会の日程を決めるときに、何日か候補で挙がっていたうちのひとつだと思いますけど、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 それでは、8月10日に実施ということでお願いいたします。

それでは、石木ダムの件に関しましてはここで終了ということにさせていただいて、次の佐世保市の案件については、ちょっと時間をとりたいと、休憩をしたいと思います。15分程度でお願いいたします。

では、ここで休憩します。

(午後 2時 0分 休憩)

(午後 2時15分 再開)

○中村委員長 それでは、審議を再開いたします。

【港湾 - 4】、佐世保港改修事業について、事業者より説明をお願いいたします。

○佐世保市 皆様、こんにちは。佐世保市港湾部のみなと整備課長の山口と申します。本日は、よろしくをお願いいたします。

本日、ご審議いただきますのは、佐世保港三浦地区国際物流ターミナル整備事業でございます。

当事業は、昨年度の再評価の際、「継続」ということでご承認をいただいたところでございますが、追加工事が必要となったため、改めて再評価のご審議をお願いするものでございます。

まず、事業の概要を説明いたしますと、事業1の佐世保港三浦地区は、JR佐世保駅みなと口に位置し、離島航路や近海航路が発着する本市の海の玄関口となっております。

本市では、総合計画において、韓国、中国などの東アジアの活力を取り込むため、東アジアとの航路開設を目指し、九州サブゲートウェイ構想の実現を掲げております。

当事業では、背後圏の物流コストの削減や国際競争力の強化のため、また、大規模地震発生時における避難者や緊急物資輸送機能の確保のため、水深10メートルの耐震強化岸壁、延長170メートル、水深10メートルの泊地、面積13.6ヘクタールを整備するものでございます。

当事業は、平成21年度より着手し、平成26年度完了を目指して進捗を図り、平成26年度末に泊地の浚渫工事を完了したため、海図補正の資料となる水深測量(水路測量)を実施いたしました。その際、船舶航路範囲に水深10メートルに満たない浅所箇所が存在が判明いたしました。このため、岸壁を利用する船舶の航行に支障があり、当事業の事業効果を十分に発現することができないという状況になっております。

本市といたしましては、この解消に向け、この浅所箇所の浚渫工事を実施する方針であり、これに伴い事業費の増及び事業期間の延長が生じたことから、今回の再評価に至っております。

以上により、事業費は40億円から47億円と増加いたしておりますが、事業完了につきましては、平成26年度から平成30年へと4カ年の延長となります。

事業効果といたしましては、陸上輸送費用の削減、輸送時間の短縮、また、耐震強化岸壁整備による緊急物資輸送費用の削減など便益が生じ、費用対効果1.31を算定いたしております。

以上のことから、本市といたしましては、追加工事の必要が生じたものの、事業効果は得られるということから、当該事業は継続していきたいという考えでおります。

以上で説明を終わらせていただきますが、ご審議のほどをよろしく願いいたします。

○中村委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事業者からのご説明に対しまして、質問等ございませんでしょうか。

○井上副委員長 40億円から47億円に増加しているわけですが、事業概要の岸壁マイナス10メートル、170メートルと泊地13.6ヘクタール、事業の内容は、これで見ると変わっていないんですね。

○佐世保市 委員おっしゃるとおり、そうでございます。

○井上副委員長 変わっていない？

○佐世保市 はい。

○井上副委員長 そうしたら、7億円増加したのが、その浅いところを...

○佐世保市 今、画面のほうに13.6ヘクタールということですのでしておりますけれども、その隣りのところに、丸いところの浅所箇所が発見されたということで、それを浚渫...

○井上副委員長 それは事業の規模の増加にはならないんですか。

○佐世保市 計画としては13.6ヘクタールということでございます。

○井上副委員長　そうですか。それはちょっとわかりにくいな。事業規模が増えたから金額が増えたわけじゃなくて。

○中村委員長　その浅いところを掘る分...、泊地の話とちょっと違う、ご説明が。それを面積として含めれば、面積は増えるでしょうし、現時点ではそれが含まれていないということだろうと思うんですけど。

○井上副委員長　そこだけの増加ですか、7億円は。

○佐世保市　はい、そうでございます。

○井上副委員長　そうしたら、ここに何か書かなくていいのかな。全然変わってないですね、事業の規模が。

○中村委員長　そうですね。書類上、全く事業の規模が変わってないのに、なんで増えるのかという話はある得ますね。何らかの説明書きというのはできないものでしょうか。泊地ではないでしょうけど。

航路の一部で浚渫するということですね。掘るということですね。そうしたら、その分が増えたというような表現ができないかということだろうと思うんですけども。事業としてそういうのが増えるのは、増えたら、継続じゃなくなるんですか。見直し継続になってしまうんですかね。

○井上副委員長　そこは単独じゃないですよ。単独事業じゃないですね。

○中村委員長　いかがですか。

○佐世保市　失礼いたしました。港湾のみなと整備課の溝口と申します。

今のご質問なんですけど、今、お示しさせていただいております浅所箇所というのが、船舶の航行区域に位置しております。位置づけ的には泊地と岸壁と、こういう位置づけにならないものですから、計画は泊地 13.6 ヘクタールというのはそのままさせていただいております。航行区域の部分の浅所箇所の浚渫をさせていただきたいというふうに計画しておるところでございます。

○中村委員長　それを資料の中に入れられないんですか、というご質問なんですけれども、具体的にそれをやるわけですから、そうすると、何か事業が変わってしまうという何らかの問題があるのかどうかですね。

○佐世保市　岸壁 170 メートルに対しまして必要な泊地というものが 13.6 ヘクタールということで計画をしておりますので、この分を泊地の中に含めるというふうな取り扱いには...

○中村委員長　いえいえ、そういう意味ではないです。別途に書けないですかということです。

○井上副委員長　これは事業の内容だけ見たら、何も増えてないわけですよ。金額だけ増えているので、いわゆる単価がアップしたのかとか、資材の高騰とか、そんなふうには見られないわけですよ。事業は全く変わってないというようにしか見られないけど、実際はそういった工事をやるわけですよ。その工事名を入れられないかということなんですけど、それは、国のほうとしては入れる必要はないわけですかね。

○佐世保市　今のところ、そういうふうな調整をさせていただいております。

○井上副委員長　そうですか。

○中村委員長　再評価の理由というのも、「社会経済情勢等の変化」と、「等」が入っているからいいのかもしれませんが、そうじゃないですよ。社会経済情勢が変わったから今回やっているという話じゃなくて、もともと想定していたところが違ったから、その部分をやり直しているんですね。だから、そこをやらないと、せっかくつくった泊地と岸壁がうまく使えないので、その分、今、増やしていますということになると思うんですけども、そういうのが全然、少なくともこの経緯とか概要のところだけではわからないですよ。「再評価の結果」と書いてある1枚の紙を見れば、若干追加工事が必要になったというようなことは書いてありますけれども。

　極端な話をすると、なんでこんなことになるのという話ですね。例えば、この13.6ヘクタールの泊地をつくっている時に同時にやっていけば、もっと安く済むはずじゃないですか、絶対に。新たに持ってきてやるよりは。だから、ある意味、ここがこうなっていることが想定外だったがゆえに出ていくお金になってしまうわけで、そこはなんでだということがあるんですけれど。

○佐世保市　今回発覚しました浅所箇所なんですけど、今度浚渫をしましたので、さらにそれを海図に反映させるための測量をさせていただいた。実際、その手前の部分につきましては、本当に申しわけないんですが、計画時点ではそこはわかっていなかったということでございます。

○中村委員長　だから、事業の内容が変わってしまうというのがなかなか難しいのかわかりませんが、ほかに何かございませんか。

○河西委員　この泊地について、物流専用ということで考えていいんですか。これは国際客船とか、大型客船とかが止まるような感じじゃないんですか。

○佐世保市　もともとの計画につきましては、国際航路開設を目的に整備をさせていただいております。現在、航路開設に向けていろんな調整をやっているんですが、なかなか開設する時期に至っていないということで、現時点では、委員おっしゃいますとおり、クルーズ船を接岸させている状況です。

○河西委員　そうですよね。ありがとうございます。

○中村委員長　ほかに何かございませんか。

　特に質問はございませんか。

　それでは、対応方針としては「継続」と、原案は出ておりますけれども、それでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長　では、結論といたしましては、原案どおり継続ということにさせていただきますが、ぜひ今回のことを踏まえて、同じようなことが二度とないように、方策というかそういうのを考えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

　以上で、予定された審議項目は終了いたしましたけれども、事務局のほうから何かございませんか。

3. 閉会

○事務局 本日は、再評価の2事業につきましてご審議いただきまして、ありがとうございます。

そのうち、石木ダム建設事業につきましては、現地調査を実施するというので、先ほどご案内いたしましたとおり、8月10日月曜日に行く予定としておりまして、詳細なスケジュールにつきましては、追って事務局のほうから皆様方にお知らせをしたいと考えております。

また、詳細審議につきましても、皆様方と調整した上でお知らせをしたいと考えております。

本日の議事内容につきましては、速記録に基づきまして議事録及び議事要旨を作成し、委員の皆様にご確認していただいた上で公表したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の委員会を閉会させていただきます。

本日は、長時間にわたりましてご審議、ありがとうございました。

(午後 2時30分 閉会)